

北区男女共同参画行動計画
第5次アゼリアプラン

事業実績報告書

【平成28年度】

平成29年12月
東京都北区教育委員会

目次

第1章

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の進捗評価	3
4. 計画がめざす目標	3
5. 計画の体系	4
6. 平成28年度における重点取組	6
7. 評価の進め方	7

第2章

1. 進捗状況報告	12
2. 課題ごとの数値目標一覧	21
3. 事業実績一覧	22
4. 男女共同参画配慮度チェック	34

第3章

1. 平成28年度北区男女共参画推進に関する苦情の申出状況	44
-------------------------------------	----

■参考資料

• 北区男女共同参画審議会による平成28年度アゼリアプラン進捗評価	46
• 平成29年度における重点取組	48
• 北区男女共同参画条例	49

第 1 章

1. 第5次北区男女共同参画行動計画の概要
2. 計画の性格
3. 計画の進捗評価
4. 計画がめざす目標
5. 計画の体系
6. 平成28年度における重点取組
7. 評価の進め方

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。

そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。また、平成26年度に第5次アゼリアプラン（平成27年度～平成31年度）を策定しました。

このアゼリアプランの実効性を高めるために計画の評価システムを導入し、現在、その推進に取り組んでいるところです。

（7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、平成27年度から平成31年度までに取り組む「北区男女共同参画行動計画」(第5次アゼリアプラン)です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけられます。

3. 計画の進捗評価

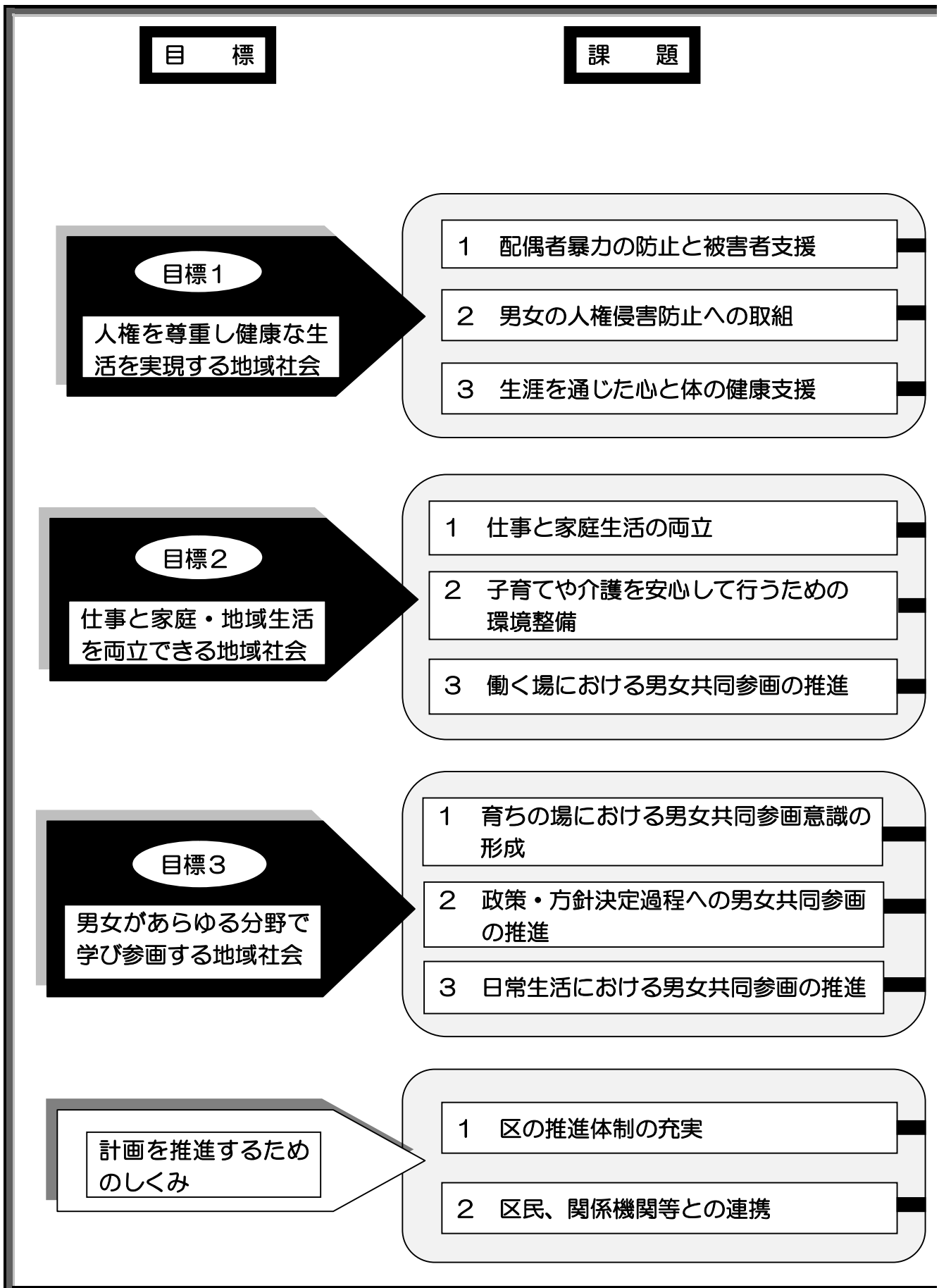
この計画は、毎年、男女共同参画推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

4. 計画がめざす目標

計画では、条例の基本理念に基づき、地域社会の姿の目標として3つの目標を掲げ、その実現をめざします。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会。
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会。
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会。

5. 計画の体系



施策の方向

- 配偶者暴力の未然防止 ■配偶者暴力の早期発見の推進
- 相談体制の充実 ■被害者支援の充実

- 虐待防止への取組 ■人権意識の向上

- 妊娠・出産期に関わる支援 ■健康づくりへの支援
- 互いの性を尊重した健康づくりの推進

- 企業等への働きかけと支援 ■男女がともに担う家庭生活
- ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

- 子育て支援の充実 ■多様な保育サービスの提供
- 介護をサポートするしくみづくり

- 女性の就労・起業支援 ■女性の活躍促進の働きかけ
- セクハラ・パワハラ等の防止

- 学校等における男女共同参画意識の形成 ■家庭における男女共同参画意識の形成
- 地域における男女共同参画意識の形成

- 政策・方針決定の場への参画促進
- 管理・監督者への登用と職域の拡大

- 男女がともに自立し生活するための支援
- 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

- 職員の意識啓発 ■計画の進捗管理 ■拠点施設の機能強化

- 区民・関係機関等との連携

6. 平成28年度における重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	配偶者暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため「配偶者暴力相談支援センター」の機能整備を行う。
2	男女の人権侵害防止への取組	虐待防止に関する意識啓発	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する知識・情報提供及び意識啓発の研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図る。
3	生涯を通じた心と体の健康支援	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行う。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	男性の子育て・家事協働支援	男性が子育てや家事に主体的に参画するための知識やスキルを身につける講座を開催する。また、男性同士で子育てのアイデアや経験を分かち合う場を提供する。
2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	就学後の支援	小学校への就学時に親子ともにスムーズに生活が移行でき、安心して過ごせるよう学童クラブの充実を図るとともに、放課後子ども総合プランの区内全小学校での実施を進める。
3	働く場における男女共同参画の推進	女性のキャリア・アップ等への支援	キャリア支援として、キャリア・デザインによる将来像の把握やリーダーの役割等、仕事と生活の両立についての知識・情報を提供する。また、女性の活躍の場面の一つとして、起業についての知識・情報を提供する。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	区民への意識啓発と情報提供	親子・家族向けの講座及び情報誌や男女共同参画センターの情報コーナーの充実等を図り、区民への啓発及び情報提供を行う。
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発	固定的性別役割分担にとらわれず職域拡大を図るため、情報誌等により意識啓発を行う。
3	日常生活における男女共同参画の推進	男女の生活自立の促進	男女が生活自立をするために家事・料理等及び年金・保険等、生活する上での必要な知識や情報を身につける講座を開催する。

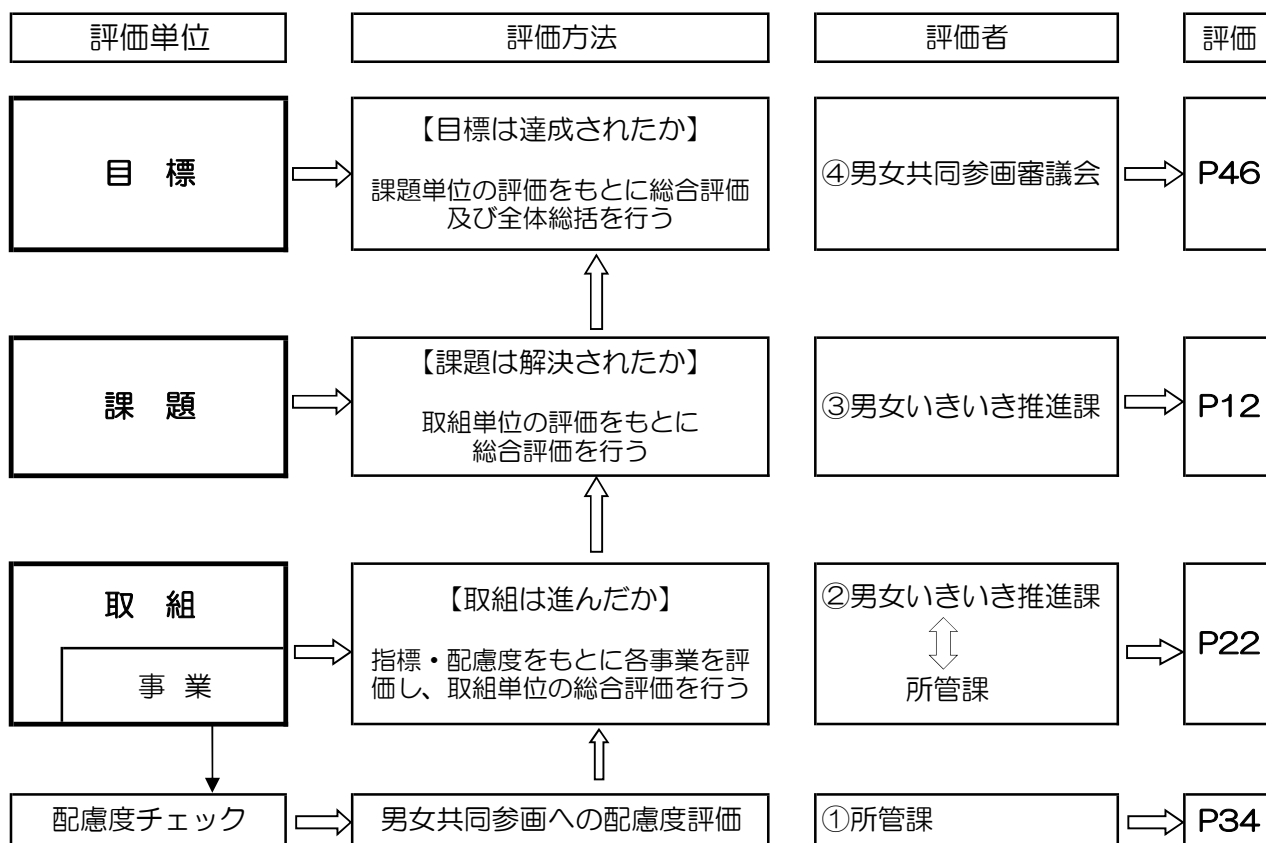
計画を推進するためのしくみ

課 題		取 組 み	内 容
1	区の推進体制の充実	情報発信機能の強化	男女共同参画センターの情報コーナーを充実させ、利用促進を図る。また、センター発行の情報誌や区のホームページの内容を充実させ、区民の求める情報をわかりやすく提供する。
2	区民・関係機関等との連携	区民等との協働事業の促進	区民等による地域スタッフや登録団体等との協働事業、また、区民団体等とのパートナーシップ事業を実施し、企画段階から区民の視点を取り入れる。

7. 評価の進め方

(1) 評価の流れ

評価は、取組・課題・目標の各段階において、所管課・男女いきいき推進課・男女共同参画審議会が実施しました。（下表のとおり）



- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 男女いきいき推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、男女共同参画の視点から評価を行います。評価結果は各課にフィードバックし、必要に応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 男女いきいき推進課では、取組単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告します。

(2) 評価方法及び基準

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものです。評価は取組に対応する各事業ごとに行い、取組単位の評価を決定する上での判断基準とします。

- ①各課の事業についての評価は1表、男女共同参画推進課の事業についての評価は2表を使用
- ②各事業についての評価項目の状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定

評価方法 ①A～Cの配点＝ A（十分等）25点、B（要工夫等）13点、C（不十分等）0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります

（評価項目が4項目の場合） 81～100点＝A 51～80点＝B 0～50点＝C

（評価項目が3項目の場合） 61～75点＝A 38～60点＝B 0～37点＝C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮	<input type="checkbox"/>	ある程度配慮	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
小計	点		点		点	
合計					点	



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映	<input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ	<input type="checkbox"/>	把握していない	<input type="checkbox"/>
小計	点		点		点	
合計					点	



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

<取組単位の評価方法>

区の実施した取組について、男女共同参画の視点から進捗状況に対して評価を行うものです。各事業の評価を総合して、取組単位の評価を決定します。

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能

<課題単位評価基準>

各課題単位に、取組単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものです。評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定します。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とします。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。
(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評点	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である	60ポイント未満

<目標の評価方法>

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うと共に全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。

第 2 章

1. 進捗状況報告
2. 課題ごとの数値目標一覧
3. 事業実績一覧
4. 男女共同参画配慮度チェック

1. 進捗状況報告

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

【課題1 配偶者暴力の防止と被害者支援】

1 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1)配偶者暴力の防止（取組No.1）に関する啓発については、DV相談カードを、区民センターや図書館等の女性用トイレに設置し、意識啓発につとめた。
- (2)こころと生き方・DV相談（事業No.7）では、平成28年4月1日から、男性専門相談員による男性のための電話相談を開始した。

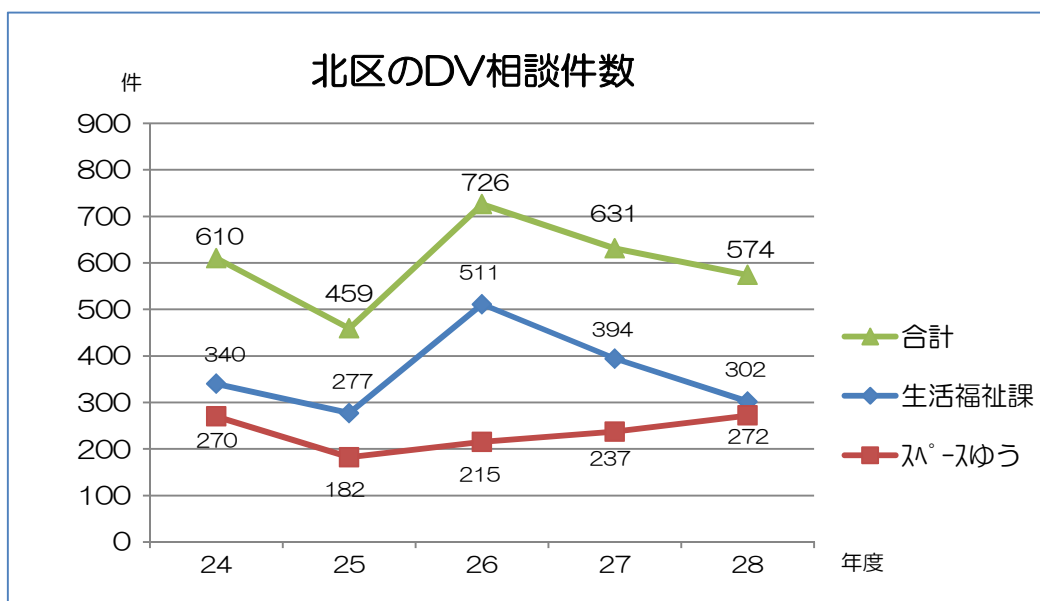
2 重点取組 No.6 配偶者暴力相談支援センター機能の整備

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

DV被害者の総合的な支援を行うために、平成28年4月1日に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備した。主な事業内容としては、DV被害者への迅速な支援を図るために、「DV専用ダイヤル」を設置し、支援専門員を配置した。

3 今後の推進事項

DV被害者の負担軽減と手続きの円滑化を図るため、DV被害者同行支援事業を行っているが、平成28年度の実績は2件であった。今後、支援が必要とされる方へ情報が着実に届くよう、DV相談カードを公共施設以外に設置するなど周知方法について検討する必要がある。



【課題2 男女の人権侵害防止への取組】

1 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1) 高齢者、障害者、児童等に対する虐待防止への取組（事業No.17～19）は、実務者会議等を開催して、関係機関と連携を図り早期発見につとめた。
- (2) 人権侵害防止（課題No.2）については、人権週間での講演会の実施や、区民まつり等でのチラシの配布により意識啓発を図った。
- (3) 女性の人権に関する普及啓発事業（事業No.31）として、「女性のためのおとなのデートDV予防講座」を区民との協働で実施した。

2 重点取組 No.11 虐待防止に関する意識啓発

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- (1) 虐待防止に携わる職員に対し、対応力向上及びスキルアップ研修会を開催し、虐待防止に対する意識の向上を図った。
- (2) 子育てで悩む親を対象に、児童虐待防止啓発事業（事業No.26 ペアレントトレーニング・親が子どもへの接し方を学ぶプログラム）を実施するとともに、受講後のフォローアップも行い、継続的に支援した。

3 今後の推進事項

情報教育担当者連絡会において、児童・生徒に対する指導のためのメディアリテラシーに関する研究発表会等は実施されたが、一般区民を対象とした講座の実施ができなかった。今後、講座、情報誌等によりメディアリテラシーの啓発を行う必要がある。

【課題3 生涯を通じた心と体の健康支援】

1 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1) 母子保健事業の推進（取組No.14）については、安心して妊娠、出産、育児期を過ごせるよう妊産婦健診や妊産婦訪問指導等の支援を行った。また、父親となる男性を対象とした事業を開催し、育児に関する情報提供の機会を設けた。
- (2) 心と体の健康の保持（取組No.18）については、専門医や保健師等による相談・指導等を実施し、心の病気の早期発見・治療の促進を図った。

2 重点取組 No.17 健康増進のための支援

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- (1) 北区健康づくり応援団事業（事業No.44）では、さくら体操指導員の育成や健康づくりグループを支援し、区民全体の健康づくりの意欲を高めた。
- (2) さくら体操指導員は、平成29年4月時点で89名（女性86名、男性3名）が登録し、保育園や町会・自治会など数多くのイベント等に参加し、普及・啓発に取り組んでいる。
- (3) 健康づくりに取り組むグループが講師やサポーターとなり、企画運営する「健康づくりグループ講座」を平成28年度は20講座開催した。

3 今後の推進事項

性差を考慮した情報提供（取組No.19）については、「スペースゆう」内に女性のからだに関する悩み等の相談窓口案内リーフレットを設置しているが、妊娠、出産等女性のライフステージに応じた情報を提供するため、講座を開催することも必要である。

<平成 28 年度 国の動向>

- 厚生労働省では、平成 28 年 3 月、雇用均等・児童家庭局長通知を発出し、28 年度から、性暴力・性犯罪被害の女性やストーカー被害の女性についても、より適切な支援が可能な民間シェルター等への一時保護委託を可能とした。
- 厚生労働省では、平成28年12月、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知を発出し、婦人相談所職員等のストーカー被害者を支援する職務関係者による配慮等を周知し、被害者の安全確保の体制を強化している。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

【課題1 仕事と家庭生活の両立】

1 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

男性の子育て家事協働支援（取組No.22）については、祖父母世代向けの「イクじい、イクばあ講座」を実施し、自分の孫や地域の孫の世話の仕方など育児に関わる環境づくりを推進した。講座は「お世話コース」と「遊びコース」があり、延べ75名が参加した。

2 重点取組 22 男性の子育て・家事協働支援

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

「イクメン講演会」と「イクメン講座」を実施し、父親の育児・家事への参加促進を支援するとともに親子の交流を図った。イクメン講座を受講したOBが講師となり「遊び」講座を実施するなど、先輩パパが活躍した。また、パパ友を作ることで、子育てのアイデアや経験を話し合える場を提供した。

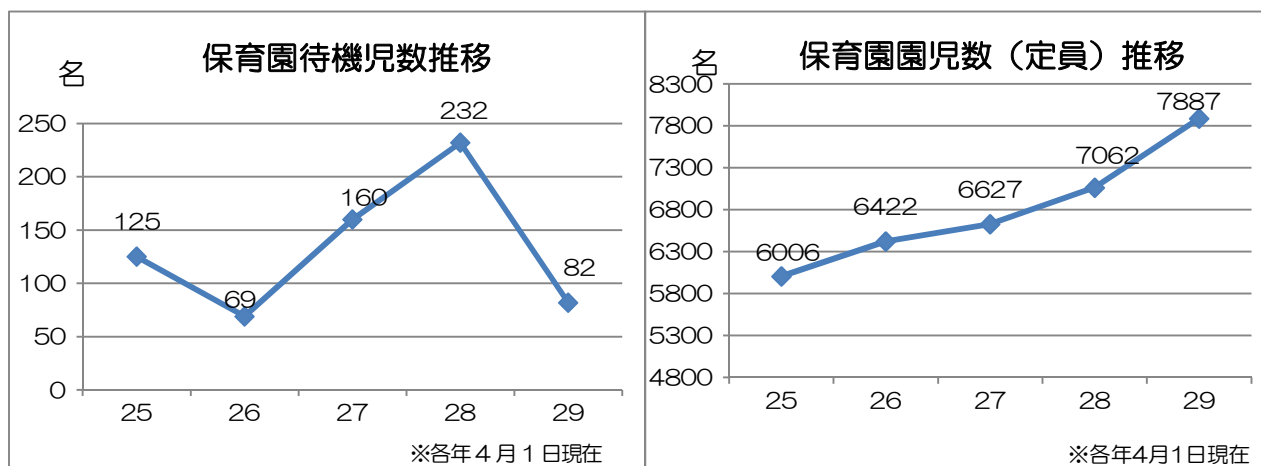
3 今後の推進事項

ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に応募する企業及びアドバイザー派遣を希望する企業を増やすため、区内企業への情報提供について効果的な啓発活動等を検討する必要がある。

【課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備】

1 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1) 子育て家庭への支援（取組No.24）については、子ども家庭在宅サービス事業を実施し、保護者が児童を養育することが困難な場合に北区指定の児童養護施設で短期間児童を預かり、子育てをサポートした。
- (2) 相談体制の充実（取組No.28）については、「教育相談事業」を行い、児童・生徒からの学習上の悩みの他、保護者等からの個別相談の要請に応え、児童・生徒の健全育成に努めた。
- (3) 待機児童解消のための保育サービス（事業No.83）を充実させ、前年度比898名の受入児童数の増となった。
- (4) 介護のための離職防止・職場復帰等のための支援（取組No.32）については、講演会「介護離職をしない させないために」を開催するとともに、情報誌「ゆうレポート」で介護に関する特集を組み、情報提供を図った。



保育課資料

2 重点取組 25 就学後の支援

取組単位評価 A:「適切に実施されている」

就学後の支援(取組No.25)については、子どもたちの放課後の安全・安心な場所として「放課後子ども総合プラン」わくわく☆ひろばを19校で実施した。また、保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に、遊びと生活の場を提供するため、学童クラブを実施し、2,363名が登録した(平成28年4月1日現在)

3 今後の推進事項

子育て支援の充実及び介護をサポートするための「地域で支えるしくみづくり」(取組No.26、31)については、引き続き充実を図るとともに、新たに「子どもの貧困」に関して、アゼリアプランに組み込む必要がある。

【課題3 働く場における男女共同参画の推進】

1 課題単位評価 A:「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1) 女性の就労・起業支援については、「働き続けたい女性のためのしごとセミナー」、「再就職セミナー」、「女性の活躍推進応援塾(女性起業家支援事業)」を開催し、20代から50代まで幅広い世代の参加があった。
- (2) 女性起業家支援事業では、セミナー終了生に対して、個別相談による継続的なフォローや地域の女性経営者等との交流会による情報交換・ネットワーク作り等の支援を新たに実施した。

2 重点取組 37 女性のキャリア・アップ等への支援

取組単位評価 A:「適切に実施されている」

女性の活躍促進の働きかけについては、「女性の活躍推進応援塾(キャリアアップ支援セミナー)」を開催し、延べ62名が参加した。

3 今後の推進事項

起業家支援セミナー受講生のうち2名が開業したが、さらに多くの受講生が起業につなげられるようにするとともに、キャリアアップセミナーなども含めたフォローアップ体制をより充実させることが必要である。

<平成28年度 国の動向>

- 子が1歳6か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れない等の場合について、最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できること等を内容とする育児・介護休業法の改正を含む雇用保険等の一部を改正する法律が、平成29年3月に成立した。
- 厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナー〔全国189か所（平成28年度末現在）〕において、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、再就職に資する各種セミナー等を実施している。
- 経済産業省では、女性ならではの起業課題に対応するため、「女性起業家等支援ネットワーク」を全国10か所に形成し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施した。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

【課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成】

1 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1)学校等における男女共同参画意識の形成は、教職員や保育園主任等に対して「人権教育研修」を行った。
- (2)小学校6年生に子ども向けの「北区男女共同参画条例パンフレット」を配付し、男女共同参画について考える機会を設けた。
- (3)固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育（取組No.41）として、様々な分野で活躍している方を講師として中学校や高校に派遣し、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるような職域拡大に向けた支援を行った。
- (4)スクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置し、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等に対応している。

2 重点取組 43 区民への意識啓発と情報提供

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- (1)情報誌「ゆうレポート」に男女共同参画週間の記事を掲載し、区民に対し、男女共同参画について考える機会を提供した。
- (2)図書館に男女共同参画に関連するテーマで特設コーナーを設置して、図書資料やパネルを展示し、意識啓発に努めた。

3 今後の推進事項

地域で活動する団体に男女共同参画の推進を図るため、出前講座等を活用して、引き続き意識啓発を行う必要がある。

【課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】

1 課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

- (1)男女双方の視点に配慮した計画の策定（取組No.48）については、地域防災計画の修正において、避難所生活等における女性リーダーの育成を図っていくこととした。
- (2)活躍する女性の情報提供（取組No.49）については、情報誌「ゆうレポート」に若くして飲食店店長になった女性を「北区のきらめく旬な人」としてインタビュー記事を掲載し、広く周知した。

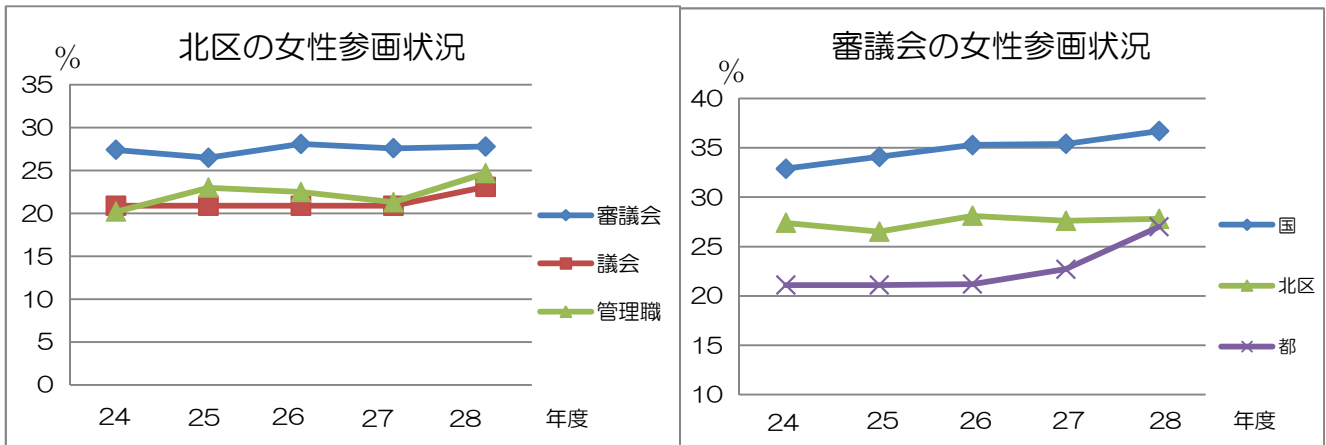
2 重点取組 51 固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発（取組No.51）については、「リケジョ入門講座」で社会における理系女性の活躍について講義し、職業選択の幅を広げる機会を提供した。

3 今後の推進事項

リーダーへの女性の登用について、地域団体等に理解を深めてもらうため、出前講座の実施の促進を図る必要がある。



【課題3 日常生活における男女共同参画の推進】

1 課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

- (1) 男女共同参画週間事業の一つとして、男女共同参画センターに登録している団体による交流会を開催した。パネルディスカッションや団体活動の課題等、意見を交換し交流の促進を図った。
- (2) 多様な区民の相互理解促進とネットワーク拡大については、区民との協働事業で「LGBTをめぐる世界・日本の潮流—教育そしてエイズ」をテーマに講座を開催した。

2 重点取組 53 男女の生活自立の促進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

男女の生活向上のための講座（事業No.131）として「終活」講座を開催し、男女ともに自分らしい生き方を考える機会を提供した。

3 今後の推進事項

- (1) 地域活動への参加促進（取組No.54）及び男性に対する男女共同参画の意識啓発（取組No.55）に関する講座を開催できなかったため、来年度以降はしっかり実施していく。
- (2) 国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進については、関係課と連携をとり既存の事業を活用するなど、効果的な方法を検討していく必要がある。

<平成28年度 国の動向>

- 内閣府では、女子学生・生徒・保護者、教師等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野への関心と理解を促進するため、ウェブサイト「理工チャレンジ」を開設し、女性研究者等のロールモデルや、この取組に賛同する大学・企業等（リコチャレ応援団体）の情報提供を実施している。
- 内閣府では、防災における女性のリーダーシップを推進するため、防災に関する男女共同参画の視点からの防災研修プログラムを開発し、平成28年7月に公表し、地方公共団体において広く防災に携わる職員が、男女共同参画の視点をもって防災施策を企画立案及び実施できるよう知識の普及等に努めた。
- 内閣府では、平成28年9月に「女性活躍推進法『見える化』サイト」、29年3月には、「市町村女性参画状況見える化マップ」をそれぞれ新規に作成し、内閣府ホームページで公表した。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

【課題1 区の推進体制の充実】

1 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画を策定し、ホームページ等に掲載して広く周知した。
- (2)男女共同参画センター主催講座の運営補助や一時保育において、区民有償ボランティアとの協働をはかった。

2 重点取組 63 情報発信機能の強化

取組単位評価 B：「実施されているが、さらに充実が求められる」

男女共同参画センターで開催する講座情報を区公式ツイッター・フェイスブック等に掲載するほか、若年層を取り組むため、出前講座等において、中学生及び高校生に男女共同参画センターのリーフレットを配付しPRを強化した。

3 今後の推進事項

区民活動の拠点施設として男女共同参画センターの認知度を高め、活発な利用につながるよう、情報の発信のありかたを検討する必要がある。

【課題2 区民、関係機関等との連携】

1 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

区内の企業や産業団体、ハローワーク等の関係機関と連携して、センター事業の情報を発信すると共に共催で事業を行った。

2 重点取組 65 区民等との協働事業の推進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

区民等との協働事業の推進（取組No.65）では、男女共同参画週間事業を地域スタッフとともに企画運営した。また、パートナーシップ事業では、公募・選定した3つの区民団体等による企画運営事業に対し、区は会場提供や広報協力及び経費の負担を行う等、協働して実施した。

3 今後の推進事項

町会・自治会等の地域団体及びNPO等との連携をしていく必要がある。

～平成28年度 国の動向～

- 平成28年5月に開催された第49回男女共同参画会議では、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」が決定された。
- すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成28年5月に「女性活躍加速のための重点方針2016」を決定した。

2. 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	現状値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計画期間中の目標値	
1	1	配偶者暴力の防止と被害者支援	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・北区男女共同参画センターなど公共機関に相談した人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 11.3%	—	—	—	—	—	平成30年度 40%
	2	男女の人権侵害防止への取組	メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思っている人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 64.1%	—	—	—	—	—	平成30年度 50%
	3	生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 男性85.3% 女性79.1%	—	—	—	—	—	平成30年度 男女とも 100%に 近づける
2	1	仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数	平成26年度 12社	8社	9社	—	—	—	平成31年度 40社
	2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区子ども・子育て支援計画2015）	平成26年 4月1日 6,422人	6,627人	7,062人	—	—	—	平成31年 4月1日 7,550人
	3	働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 69.4%	—	—	—	—	—	平成30年度 80%
3	1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 42.7%	—	—	—	—	—	平成30年度 60%
	2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成26年度 28.1%	27.6%	27.8%	—	—	—	平成31年度 40%
	3	日常生活における男女共同参画の推進	北区男女共同参画条例、北区男女共同参画センターの認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 条例17.0% センター 20.4%	—	—	—	—	—	平成30年度 条例50% センター 50%

3. 事業実績一覧

【各欄の見方】

第5次アゼリアプラン目標

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

第5次アゼリアプラン課題

課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成27年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座		A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			2	パンフレット・情報誌作成(DV防止啓発)		A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			3	デートDV予防講座・講演会		D	—	男女共同参画推進課

第5次アゼリアプラン施策の方向・取り組み・個別事業

平成27年度事業実績

- ①各取組の中から1～2事業を選定している
- ・年度ごとの重点取組に該当する事業
 - ・プランの数値目標達成に直接的に影響する事業
 - ・継続性が見込まれる事業
- ②上記以外の事業は斜線(/)としている

平成27年度事業単位の男女共同参画配慮度

- ・十分に配慮した
- ・～配慮が不十分だった
- ・—……配慮度チェック未実施
- ・/……配慮度チェック対象外

〈事業単位の評価方法〉

【各課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

【男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

▼目標 1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
 ▽課題 1 配偶者暴力の防止と被害者支援

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画 配慮度	所管課		
配偶者暴力の未然防止	1	配偶者暴力の防止に関する啓発	1	DV防止啓発講座	DV理解基礎講座 ～DV被害者とその子どもたちの傷つきと回復～（参加者26名）を開催	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課		
			2	パンフレットや情報誌による啓発	北区パープルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置した。 また、北区コミュニティバス2台に「北区パープルリボンシンボルマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課		
	2	若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	3	若年層へ向けた啓発（デートDV講座）	3月に出席講座「デートDVについて」を赤羽若洲中学校（3年生191名）、桐ヶ丘中学校（3年生146名）、赤羽商業高等学校（1年生176名）で開催	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課		
配偶者暴力の早期発見の推進	3	関係機関との連携	4	配偶者からの暴力防止連絡協議会	5月に「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。協議会委員17名（要保護児童対策地域協議会と合同開催）情報交換会 2回開催	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課		
相談体制の充実	4	相談窓口の周知	5	相談窓口や情報提供の場や機会の拡充	こころと生き方・DV相談及び女性のための法律相談を実施。北区パープルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置した。DV相談案内カードやリーフレットを主催講座や学校行事等で配布し、PRに努めた。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課		
			5	相談事業の充実	6	母子・父子、婦人相談	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数 1,526名	A	十分に配慮した	生活福祉課
					7	こころと生き方・DV相談	女性の抱えている問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、女性相談員が問題解決に向けての支援等を行った。H28.4.1 から男性相談員による電話相談を開始した。相談者数延べ629名（うち男性相談18名）。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	6	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	9	配偶者暴力相談支援センターの設置・運営	8	法律相談	女性弁護士による女性のための法律相談を実施。相談件数53件			男女いきいき推進課
					9	配偶者暴力相談支援センターの設置・運営	平成28年4月1日より、配偶者暴力相談支援センターを設置。「北区DV専用ダイヤル」を開設した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
					10	母子緊急一時保護事業	一時保護件数22件、緊急一時保護ホテル宿泊費助成1件	A	十分に配慮した	生活福祉課
被害者支援の充実	8	自立支援の充実	11	母子・父子、婦人相談（再掲）	5－6参照			生活福祉課		
			12	こころと生き方・DV相談及び法律相談（再掲）	5－7参照			男女いきいき推進課		
			13	こころと生き方・DV相談（グループミーティング）	毎月2回専門相談員同席のもとグループカウンセリングを行った。22回実施。参加者数延べ53名			男女いきいき推進課		
			14	DV被害者同行支援事業	平成23年7月より、DV被害者の負担軽減と手続きを円滑にするため、同行支援事業を開始した。同行支援2件	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課		
	9	関係機関・団体等との連携強化	15	行政関係機関・警察等との連携強化	行政関係機関・警察等と会議を行い、DV被害者の現状を把握し連携を強化した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課		

▼目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
 ▽課題2 男女の人権侵害防止への取組

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
虐待防止への取組	10	早期発見等と関係機関の連携強化	16	人権相談	平成28年度 人権相談 3件 人権特設相談所の開設(6月1日) 1件			広報課 総務課
			17	高齢者虐待防止対策の推進	17地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数2,472件	A	十分に配慮した	高齢福祉課
			18	障害者虐待防止対策の推進	自立支援協議会権利擁護部会 5回開催、障害者虐待定例打合せの開催 3回 障害者虐待防止PTの開催2回 虐待相談件数 32件(実件数32件) 障害者虐待対応ケース連絡会の開催12回	B	十分に配慮した	障害福祉課
			19	児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会 3回開催 代表者会議構成員30名(男性25名・女性5名)、実務者会議構成員26名(男性12名・女性14名)	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター
			20	高齢者虐待防止センターこころの相談室	高齢者本人及び家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談 相談者数 延べ134名(男性6名・女性128名)	A	十分に配慮した	高齢福祉課
			21	子育て相談事業(再掲)	28-80参照			子ども未来課
	22	子どもの発達相談(再掲)	28-79参照			子ども家庭支援センター		
	11	虐待防止に関する意識啓発	23	職員に対する研修	高齢者虐待防止に関する研修参加者64名			高齢福祉課
			24	職員に対する研修	障害者虐待防止に関する研修参加者43名			障害福祉課
			25	職員に対する研修	①北区職員対象46名参加②北区職員対象39名参加③北区職員向け(事例検討)24名④区立小中学校副校長対象46名参加⑤区立幼稚園園長対象15名参加⑥保護司対象35名参加			子ども家庭支援センター
26			児童虐待防止啓発事業(ペアレントトレーニング)	①講演会 45名参加 ②トレーニングプログラム8組8名(女性8名)	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター	
人権意識の向上	12	メディアの持つ特性の理解促進	27	メディアリテラシーの理解促進啓発	未実施	D	-	男女いきいき推進課
			28	メディアリテラシーの育成	7月に学校ICT活用研修を実施し、「情報モラルとメディアリテラシー」講座を開催した。参加者9名			教育指導課
			29	情報教育担当者連絡会の開催	2回実施	A	十分に配慮した	教育指導課
	13	人権に関わる意識啓発	30	人権に関する普及啓発事業	人権特設相談所の開設、専用の相談機関の案内、区民まつり等における啓発チラシの配布、人権講演会の実施	A	十分に配慮した	総務課
			31	女性の人権に関する普及啓発事業	パートナーシップ事業「女性のためのおとなのデートDV予防講座」を開催 参加者24名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
32			北区男女共同参画条例・第5次アゼリアプランの周知	男女共同参画センター主催の講座・講演会で条例パンフレットを配布した。また、男女共同参画センター内に「第5次アゼリアプラン」を掲架した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	

▼目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
 ▽課題3 生涯を通じた心と体の健康支援

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
妊娠・出産期に関わる支援	14	母子保健事業の推進	33	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数 38,610名 ②産婦健康診査受診者数 2,843名 ③産婦健康診査受診者数 2,843名 ④妊婦歯科健康診査受診者数 471名	A	十分に配慮した	健康推進課
			34	妊産婦保健相談事業（妊産婦訪問指導）	保健師および助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。妊婦 36名、産婦2,765名、新生児および乳児2,778名	A	十分に配慮した	健康推進課
	15	情報提供と男性の理解促進	35	妊産婦保健相談事業（パパ半日コース、ママパパ、マカティ）	①パパになるための半日コース・ママパパ学級参加者 1,958名 ②マタニティクッキング参加者 82名	A	十分に配慮した	健康推進課
			36	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等の入った「子育て福袋」を配付した（就学前の子がいる転入世帯にも配付した）配付数4,210個			子ども未来課
健康づくりへの支援	16	区民健診の受診促進	37	特定健康診査・特定保健指導	医療保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施。特定健診受診者数27,677名（男性11,284名・女性16,393名）	A	十分に配慮した	国保年金課
			38	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者2,202名（女性のみ）			健康推進課
			39	子宮がん検診	子宮がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者6,086名（女性のみ）			健康推進課
			40	子宮頸がん予防接種	接種実績（1回目5人、2回目6人、3回目3人）はあるものの、国の関係審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的にみられ、副反応の発生頻度等がより明らかになったため、北区でも平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えている状況である。			健康推進課
			41	乳がん検診	乳がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者6,015名（女性のみ）			健康推進課
			42	社保等被保険者等特定健診レベルアップ	健康増進健診受診者2,109名（男性1,017名・女性1,092名）、社保等被保険者特定健診レベルアップ受診者1,746名（男性312名・女性1,434名）	A	十分に配慮した	健康推進課
	17	健康増進のための支援	43	みんな元気！健やか長寿事業	①新型栄養失調予防の普及・啓発（講演会等）1,023名 ②ロコモ予防事業の実施 延べ230名 ③筋力アップ体操教室 延べ85,747名 ④ウォーキング講座 延べ58名			健康推進課
			44	北区健康づくり応援団事業	①北区さくら体操指導員の新規養成（北区さくら体操指導員8名） ②健康づくりグループ支援（健康づくりグループ公開講座実施グループに対し助成金106件）	A	十分に配慮した	健康推進課
	18	心と体の健康の保持	45	保健相談事業	①防煙教育、区内中学生対象講演455名、講演会参加者22名 ②栄養指導（栄養教室・講習会等）参加者764名	A	十分に配慮した	健康推進課
			46	精神保健相談	一般区民や精神障害者とその家族を対象に、専門医や保健師が精神保健相談及び訪問保健指導を実施するとともに、精神障害に対する啓発講演会等を開催している。専門医相談 42回開催。相談延人数 91名、保健師による家庭訪問 延べ1,315名・所内相談 延べ6,387名、講演会2回開催 127名参加	A	十分に配慮した	健康推進課
	互いの性を尊重した健康づくりの推進	19	性差を考慮した情報提供	47	女性の健康支援事業	女性の健康相談653名、女性の健康支援講演会参加者33名、乳がん自己検診法講習受講者2,615名、啓発グッズ配布3,941名	A	十分に配慮した
48				保健相談事業（再掲）	18-45参照			健康推進課
49		講座・情報誌等による特有疾病予防などの情報提供	女性のからだに関する悩み等、相談窓口案内リーフレットを「スペースゆう」内に設置した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課		
20	エイズや性感染症などの情報提供	50	エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実	相談・検査実績として、電話相談275件、来所相談492件、HIV検査472件であった。	A	十分に配慮した	保健予防課	

▼目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
 ▽課題1 仕事と家庭生活の両立

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画 配慮度	所管課
企業等への働き かけと支援	21	ワーク・ライフ・バラン スを推進する企業等への 支援	51	ワーク・ライフ・バランス推進企業 認定制度の推進	ワーク・ライフ・バランス推進企業を1社認定。区が 発行する関係情報誌で認定企業の取り組みや活動紹介 を掲載したほか、認定企業の紹介パネルを掲示した。	C	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			52	アドバイザー派遣制度の推進	アドバイザー派遣希望企業0社			男女いきいき推進課
男女がともに担 う家庭生活	22	男性の子育て・家事協働 支援	53	親育ちサポート事業（NP講座）	23児童館・1児童室にて25講座実施 参加者：親269名、子（託児）283名	A	十分に配慮した	子ども未来課
			54	イクメン事業（イクメン講演会・イクメン講座）	イクメン講演会：1回 参加者55名 イクメン講座：3日×3クール 参加者延147名 まとめの会：1回参加者88名	A	十分に配慮した	子ども未来課 男女いきいき推進課
			55	イクじい、イクばあ講座	3日×2クール 参加者延べ75名	A	十分に配慮した	子ども未来課 男女いきいき推進課
ワーク・ライ フ・バランスへの 理解促進	23	ワーク・ライフ・バラン スに関する情報提供	56	情報誌を活用した情報提供	情報誌「新しい風」の発行、年4回各10,500部	A	十分に配慮した	産業振興課
			57	講座・パンフレット・情報誌による 啓発・情報提供	男女いきいき推進課発行の「ゆうレポート」No.39で特集し、区内関係機関や駅の広報スタンドに設置した。産業振興課発行冊子の「新しい風」にも掲載し、より周知をはかった。更に、ワーク・ライフ・バランス講演会「介護離職をしない、させないために」を開催。参加者数30名	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課

▼目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
 ▽課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課		
子育て支援の充実	24	子育て家庭への支援	58	児童館事業の充実	児童館では、その地域の子ども達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブの集い(午前)を実施している。児童館24館、入館者数697,896名			子ども未来課		
			59	子ども医療費の助成	0歳から中学3年生(15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)の保険診療にかかる医療費、薬剤負担金の自己負担分を助成。乳幼児医療受給者数17,931名、子ども医療受給者数18,552名。また、高校生等の保険診療にかかる入院医療費の自己負担分を助成。助成件数108件			子ども未来課		
			60	児童手当の支給	0歳から中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給。受給児童数31,374名 受給者数20,978名			子ども未来課		
			61	親育ちサポート事業(NP講座)(再掲)	22-53参照			子ども未来課		
			62	イクメン事業(イクメン講演会・イクメン講座)(再掲)	22-54参照			子ども未来課 男女いきいき推進課		
			63	子ども家庭在宅サービス事業	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設で短期間児童を預かり、子育てを支援する。利用者数22名(男性12名・女性10名)	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター		
	25	就学後の支援	64	養育支援家庭のための産前・産後育児支援ネット講座	把握した特定妊婦・産婦への育児・仲間づくりの支援24回開催	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター		
			65	放課後子ども総合プランの推進	28年度導入校:19校	A	十分に配慮した	子ども未来課		
	26	地域で支えるしくみづくり	66	留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)	保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に遊び場と生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っている。(平成28年4月1日現在:60クラブ、定員2,515名、登録児童数2,363名)	A	十分に配慮した	子ども未来課		
			67	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー会員3,549名 サポート会員658名(男性会員25名・女性会員633名)	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター		
	27	ひとり親家庭への支援	68	放課後子ども総合プランの推進(再掲)	25-65参照			子ども未来課		
			69	北区女性福祉資金貸付事業	北区女性福祉資金貸付(新規)0件(継続)0件			生活福祉課		
			70	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	母子福祉資金貸付(新規)6件(継続)7件 父子福祉資金貸付(新規)2件(継続)1件			生活福祉課		
			71	北区母子及び父子福祉応急小口資金貸付事業	北区母子福祉応急小口資金貸付 0件			生活福祉課		
			72	母子生活支援施設への入所	新規入所者数 4世帯10名(母4名、男子3名、女子3名)			生活福祉課		
			73	母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金4件 高等職業訓練促進給付金6件			生活福祉課		
			74	母子・父子家庭自立支援プログラム	母子・父子家庭自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々に合わせた自立支援プログラムを策定することにより、母子・父子家庭の母及び父の就労を支援。利用者1名	A	十分に配慮した	生活福祉課		
			75	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭のレクリエーションと休養のために、日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成。利用者数672名			生活福祉課		
			76	ひとり親家庭等医療費助成事業、児童育成手当、児童扶養手当の支給	①ひとり親家庭等医療費助成受給世帯1,684世帯②児童育成手当:育成手当受給児童数3,380名、障害手当受給児童数137名③児童扶養手当受給者数1,893名(内父子世帯84名)			子ども未来課		
			28	相談体制の充実	77	乳幼児保健相談	特別育児相談 1,483名、歯科保健指導 1,955名 栄養指導 1,046名、栄養・歯科合同指導 108名			健康推進課
					78	母子・父子、婦人相談(再掲)	5-6参照			生活福祉課
					79	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数1,904件、専門相談員6名による相談391件			子ども家庭支援センター
					80	子育て相談事業	区内24児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数延べ3,570名	A	十分に配慮した	子ども未来課
					81	子どもと家庭の総合相談	来館者数延べ31,517名/年			子ども家庭支援センター
	82	教育相談事業			教育相談所において教育相談を実施、教育相談員7名、スクールカウンセラー1名で対応。相談者数1,875名	A	十分に配慮した	教育支援担当課		
	多様な保育サービスの提供	29	保育サービスの充実	83	待機児童解消のための各保育サービスの充実	認可保育所:公立保育園2園、私立保育園4園の新設他、前年度比898名の受け入れ児童数増。	A	十分に配慮した	保育課	
		30	就労形態など事情に応じた保育サービス	84	延長、休日保育の拡充	延長保育実施園66園、休日保育実施園6園、夜間保育実施園1園、一時保育実施園46園	A	十分に配慮した	保育課	
				85	病児病後児保育の実施	病後児保育実施260名			保育課	
	介護をサポートするしくみづくり	31	地域で支えるしくみづくり	86	高齢者あんしんセンターの機能強化	地域の高齢者の生活を支える総合機関として、17か所の地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施			高齢福祉課	
				87	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。声かけサービス登録者数 389名			高齢福祉課	
88				高齢者生活援助サービス事業	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し利用料や年会費の補助を行う。利用者数 1,239人	A	十分に配慮した	高齢福祉課		
89				地域見守り・支えあい活動促進補助事業	一人暮らし高齢者の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助する。交付団体数 53団体			高齢福祉課		
32		介護のための離職防止・職場復帰等のための支援	90	介護のための離職防止・職場復帰等のための支援・情報提供	会社経営者と社員の立場の両面から、仕事と介護を両立させる考え方とヒントをつかむ講演会を開催。参加者30名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課		

▼目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
 ▽課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
女性の就労・起業支援	33	継続就労への支援	91	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	就職相談および職業紹介を行う際、相談者の状況やニーズに応じた情報の提供を行っている。			産業振興課	
			92	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌による啓発	講座未実施（隔年実施のため）	—	—	男女いきいき推進課	
	34	再就職のための支援	93	就職支援講座	女性の再就職支援事業 雇用・就業者数実績：52名（うち正社員17名）	A	十分に配慮した	産業振興課	
			94	女性の再就職支援講座	女性のための「再就職3daysセミナー」を3回連続で実施。参加者数延べ71名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
	35	起業のための知識、情報提供	95	起業家支援等事業	起業家支援セミナー 延べ受講者数195名	A	十分に配慮した	産業振興課	
			96	女性の起業家支援講座	女性の活躍推進応援塾起業編「ちょこっと起業」全3回。参加者延べ84名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
		36	融資斡旋など起業支援	97	中小企業金融対策事業	起業家支援融資実行20件	A	十分に配慮した	産業振興課
	女性の活躍促進の働きかけ	37	女性のキャリア・アップ等への支援	98	女性の活躍推進事業の実施	女性の活躍推進応援塾キャリアアップ編「いきいきと自分らしく働くために！」全3回。参加者延べ62名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	セクハラ・パワハラ等の防止	38	セクハラ・パワハラ等の防止啓発	99	セクハラ・パワハラ防止の職員研修	「ハラスメント防止研修」実施 係長昇任者及び、前年度未受講者 参加者32名（男性21名、女性11名）	A	十分に配慮した	職員課
				100	情報誌・パンフレット・講座による啓発	DV理解基礎講座 ～DV被害者とその子どもたちの傷つきと回復～を開催 参加者 26名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課

▼目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
 ▽課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
学校等における男女共同参画意識の形成	39	教職員等への研修の充実	101	人権教育研修	職層研修では、新任研修、現任研修(2級職3年目)、主任主事昇任者研修等で実施。更に保育課内では保育園主任研修、非常勤職員職員研修等で実施。また、この他にも各保育園ごと、園内での研修も行われている。	A	十分に配慮した	保育課
			102	人権教育研修	職員のためのDV基礎セミナー「DVの基礎知識と被害者対応」を開催 参加職員34名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			103	人権教育研修	人権教育研修の実施。北区人権教育推進だよりの発行。人権推進委員会11名(男性3名・女性8名)	A	十分に配慮した	教育指導課
			104	いじめ対応研修	1回開催	A	十分に配慮した	教育指導課
	40	小・中学校、幼稚園、保育園での意識啓発	105	固定的性別役割分担にとられない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとられないよう配慮している。	A	十分に配慮した	保育課
			106	保育施設における男女混合名簿の作成	ほぼ全保育施設において実施済			保育課
			107	北区男女共同参画条例・アゼリアプラン・スペースゆゆうの周知	男女共同参画センター主催の講座や男女共同参画週間の講演会等で条例パンフレットやスペースゆゆうのリーフレットを配布した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			108	北区教育広報誌「くおん」の発行	年5回発行(4月号、7月号、10月号、1月号及び臨時号)、各44,000部、全戸回覧(町会・自治会依頼)、幼稚園・保育園・小中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配付	A	十分に配慮した	教育政策課
			109	いじめ防止条例の周知・推進	リーフレット、メッシュバックの作成	A	十分に配慮した	教育指導課
	41	固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	110	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向けた支援をおこなっている。講師はパイロット、新幹線運転士、研究者など区立中学校4校、都立高校1校で実施。受講生徒数計983名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
42	相談体制の充実	111	教育相談事業(再掲)	28-82参照			教育支援担当課	
		112	スクールソーシャルワーカー活用事業	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置する。また、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を行う。相談件数 支援対象児童生徒数170件	A	十分に配慮した	教育支援担当課	
		113	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小・中学校へ児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置している。相談件数44,892件(小学校39,370件、中学校5,522件)	A	十分に配慮した	教育支援担当課	
家庭における男女共同参画意識の形成	43	区民への意識啓発と情報提供	114	男女共同参画センター情報コーナーの充実(再掲)	63-147参照			男女いきいき推進課
			115	情報誌・講座等による意識啓発	情報誌「ゆうレポート」に男女共同参画週間の記事を掲載し、男女共同参画について考える機会を提供した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			116	図書館における特設コーナーの設置	中央図書館において、男女共同参画に即した図書資料の展示コーナーを年に2回(各1か月間)実施。	A	十分に配慮した	中央図書館
	44	家庭で育む男女共同参画の意識啓発	117	「家族ふれあいの日」推進事業	19の各青少年地区委員会で実施。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者9,850名			生涯学習・学校地域連携課
			118	イクメン講演会・イクメン講座(再掲)	22-54参照			子ども未来課 男女いきいき推進課
			119	講座・情報誌等による意識啓発	情報誌「ゆうレポート」に男女共同参画週間の記事を掲載し、家庭において男女共同参画について考える機会を提供した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			120	家庭教育学級	小学生(2講座)、中学生、父親、日曜の各コース参加者 延々433名	A	十分に配慮した	生涯学習・学校地域連携課
	45	町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体への啓発	121	出前講座での地域団体勉強会への意識啓発	区内の団体を対象に、希望を受け、男女共同参画に関するテーマに基づいた講座を出前形式で実施。28年度は、3団体からの申請により開催。区立中学校2校(参加337名)、都立高校1校(参加176名) テーマ「デートDVについて」	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課

▼目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
 ▽課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
政策・方針決定の場への参画促進	46	審議会等への女性の参画推進	122	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課調査の際、審議会等に一般公募委員を登用するよう要請している。公募委員のいる審議会比率15%	A	十分に配慮した	経営改革・公共施設再配置推進担当課
			123	各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ	審議会等に関する調査を各課にする際、アゼリアプランの課題や現在の参画状況を数値やグラフ等により具体的に示し審議会への女性委員の登用を呼びかけた。北区の審議会委員の女性比率 27.8%	C	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	47	町会・自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画推進	124	出前講座・情報誌での地域団体への意識啓発	町会自治会等に、女性リーダーの参画を含め男女共同参画に関するテーマについて講師等を派遣する出前講座を紹介した。	C	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	48	男女双方の視点に配慮した計画の策定	125	地域防災計画（風水害編）改定における男女共同参画の推進	地域防災計画の修正では、避難所生活等における女性の悩み相談に応じる相談態勢の構築について関係機関と検討し、女性リーダーの育成を図っていくこととした。	A	十分に配慮した	防災課
管理・監督者への登用と職域の拡大	49	活躍する女性の情報提供	126	講座・情報等による意識啓発	情報誌「ゆうレポート」に、若くして飲食店店長として活躍している女性を「北区のきらめく旬な人」として取り上げた。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	50	管理監督者層に占める女性職員の割合の拡大	127	昇任試験勉強会	未実施	D	—	職員課
	51	固定的性別役割分担にとられない職域拡大の啓発	128	講座・情報誌等による意識啓発	夏休み親子企画として、女子中学生と保護者で学ぶ「リケジョ入門講座」を開催。社会での理系女性の活躍について講義した。参加者 18名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
129			中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業（再掲）	41-110参照				男女いきいき推進課

▼目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
 ▽課題3 日常生活における男女共同参画の推進

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
男女がともに自立し生活するための支援	52	北区男女共同参画データ情報の提供	130	北区男女共同参画データ集の作成	男女共同参画に関する北区のデータを収集・更新した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	53	男女の生活自立の促進	131	男女の生活向上のための講座	「終活」から自分らしい生き方を考える～幸せなエンディングのために、今できること～ 2回連続講座を開催。参加者82名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			132	男女の生活向上のための講座	126期北区区民大学「地図から北区をみる」参加者69名 127期北区区民大学「生きていくために必要な睡眠」参加者48名 128期北区区民大学「桜の関わりから見る北区」参加者37名	A	十分に配慮した	生涯学習・学校地域連携課
	54	地域活動への参加促進	133	地域活動への参加促進講座	未実施	D	—	男女いきいき推進課
	55	男性に対する男女共同参画の意識啓発	134	男性のための男女共同参画に関する講座	未実施	D	—	男女いきいき推進課
多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	56	団体・グループ活動の支援と交流促進	135	活動コーナー・交流サロンの活用促進	登録団体からのお知らせや活動内容の案内を活動コーナーに掲示し、グループ活動の利用促進を図った。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			136	登録団体交流会	男女共同参画センターに登録している団体による交流会を開催。18団体26名参加。各団体の自己紹介、「男女共同参画センターで活動すること」をテーマにして意見交換を行った。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	57	国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	137	国際交流事業行事の実施	10月開催の区民まつりに「国際ふれあい広場」として参加。参加団体数12団体			総務課
			138	講座・情報誌等による理解促進	「LGBTをめぐる世界・日本の潮流—教育そしてエイズ—」をテーマに講座を開催。参加者29名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課

計画を推進するためのしくみ
▽課題1 区の推進体制の充実

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
職員の意識啓発	58	定期的な職員意識調査の実施	139	職員の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（平成31年度に実施予定）	—	—	職員課
			140	職員の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（平成30年度に実施予定）	—	—	男女いきいき推進課
	59	職員研修の充実	141	職員の男女共同参画に関する意識啓発	職員のためのDV基礎セミナー「DV基礎知識と被害者対応」を開催。参加職員34名	A	十分に配慮した	職員課 男女いきいき推進課
計画の進捗管理	60	計画の評価システムの効果的な運用	142	アゼリアプラン事業実績報告書の作成	各事業の事業実績や、事業評価、担当職員による配慮度チェック等をふまえて、計画の進捗評価を確認し、事業実績報告書を作成した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	61	定期的な区民意識調査の実施	143	区民の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（平成30年度に実施予定）	—	—	男女いきいき推進課
拠点施設の機能強化	62	幅広い区民参加の促進	144	男女共同参画センター各種講座	男女共同参画週間、北区さんかく大学（結婚の理想と現実）、啓発セミナーほか、さまざまな講座を実施した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			145	区民ボランティアとの協働	男女共同参画センター主催講座の運営補助や一時保育などにおいて、有償ボランティアとの協働をはかった。			男女いきいき推進課
	63	情報発信機能の強化	146	男女共同参画センターの周知・活用促進	男女共同参画センターのリーフレットを出前講座等で中学生・高校生に配付し、若年層を取り組む工夫を行った。また、講座・講演会等でも配付し、センター活用の促進を図った。さらに、活動拠点施設として、親しみやすく身近なイメージを持ってもらうためにセンター名称を公募し、改正した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			147	男女共同参画センター情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。所蔵数計3,649点、貸出人数延べ341名・貸出資料合計534点	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			148	情報誌・ホームページの充実	男女共同参画センター主催講座等の案内は、北区公式ツイッター・フェイスブックを活用した。情報誌「ゆうレポート」を年3回発行（各5,000部）			男女いきいき推進課
	64	区民ニーズの把握	149	講座受講者へのアンケート実施	男女共同参画センターで実施する講座については、すべて受講者へのアンケートを実施した。アンケート結果については、内容を精査・確認し、今後の講座等の企画に活用している。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
150			登録団体交流会（再掲）	56－136参照			男女いきいき推進課	

計画を推進するためのしくみ
 ▽課題2 区民、関係機関等との連携

施策の方向	取組 No.	取組	事業 No.	事業名	平成28年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
区民、関係機関等との連携	65	区民等との協働事業の推進	151	地域スタッフ・登録団体等との協働事業	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。 地域スタッフ7名（男性3名、女性4名）	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
			152	登録団体交流会（再掲）	56-136参照				男女いきいき推進課
			153	パートナーシップ事業	男女共同参画社会を推進するために、センター登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。平成28年度は3事業実施した。参加者90名				男女いきいき推進課
	66	情報発信のための協力店舗の確保	154	情報提供のための協力店舗の確保	北区薬剤師会と協力し、薬局店舗に男女共同参画センター情報誌「ゆうレポート」を配布した。	C	十分に配慮した	産業振興課 男女いきいき推進課	
	67	地域の企業や産業団体などとの共同事業の推進	155	企業向け講座、セミナー等の実施	「中小企業と女性の活躍推進セミナー」（参加者96名）や「ワーク・ライフ・バランス講演会」（参加者30名）を産業団体と共催で実施した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
	68	大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	156	大学・関係機関等との効果的な連携	東京家政大学との連携協定の一環として、「北区さんかく大学」実施コーディネート業務や男女共同参画センター業務への総合的なアドバイスを受けている。北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で、「ねっとわーくまつり」を開催した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	

4. 男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。

各所管課が男女共同参画配慮度調査票に基づきチェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 項目別該当数

103配慮度チェックシート中、8の配慮度非該当（未実施事業等）を除いた、95の配慮度チェックシートについての集計です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	91	0	4
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	88	0	7
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	82	0	13
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	90	0	5
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	91	0	4
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	35	0	60
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	80	0	15
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	46	0	49
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	95	0	0

(2) 総合的な男女共同参画配慮度状況

配慮した項目の割合 配慮した数÷（9－非該当）	男女共同参画配慮度への評価	チェックシート数
2/3超	十分に配慮した	95
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当（※）	—	8
計		103

※非該当……未実施事業、配慮度チェックに適さないと思われるもの

●男女共同参画に配慮した具体的内容

- | |
|--|
| 1 事業の企画・立案・実施にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。 |
|--|

【目標1】

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・女性、男性職員で構成される課内PTで事業の企画立案を行っている。

(No.26/児童虐待防止啓発事業（ペアレントトレーニング）/子ども家庭支援センター)

- ・親と子どもの関係性を改善する事業のため、母親だけではなく、父親にも参加できるように広く周知した。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査に関して、感染の早期発見が必要なことから、匿名で受検でき、性別を問わない体制とした。

【目標2】

(No.54/イクメン事業（イクメン講演会・イクメン講座）/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・受講者アンケートの結果に基づき、開催時期や時間を設定した。

(No.65/放課後子ども総合プランの推進/子ども未来課)

- ・各種行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、全ての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

(No.95/起業家支援等事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの終了時には、希望するセミナーの内容や形式等についてのアンケートを実施し、次のセミナーに反映されるよう努めた。

【目標3】

(No.108/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・くおんの編集及び発行は、北区教育委員会広報編集委員会を設置し行っている。女性・男性双方の意見を聞くことができるように、女性と男性のバランスを考慮して、編集委員会の委員の選出を行った。

(No.113/スクールカウンセラー活用事業/教育支援担当課)

- ・いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する相談については、特に学校と協力していく中で、家庭でも父親と母親が協力し合い、連携を図りながら問題解決に向けて取り組んでいくことを確認し、相談に努めた。

(No.116/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料の選定にあたり、男女双方の視点で選択している。

(No.125/地域防災計画（風水害編）改定における男女共同参画の推進/防災課)

- ・地域防災計画は女性、男性それぞれの視点を踏まえた計画とした。

(No.131/男女の生活向上のための講座/男女いきいき推進課)

- ・女性、男性ともに自分らしい生き方を考えるための事業を企画する段階から、男女双方の視点を取り入れ、「終活講座」を開催した。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.144/男女共同参画センター各種講座/男女いきいき推進課)

- ・講座終了後のアンケート結果を参考にし、講座内容の企画に反映させた。

(No.147/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女いきいき推進課)

- ・男女共同参画の視点から、女性・男性職員がともに、図書を選定を行っている。

2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

【目標1】

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・区民向け講演会では、男女を問わず介護にあたる区民をターゲットにしたテーマを設定した。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査や性感染症の相談に関して、固定観念にとらわれず、性の多様性に理解を示しつつ相談に応じている。

【目標2】

(No.53/親育ちサポート事業 (NP 講座) /子ども未来課)

- ・自分らしい、自分に合った子育ての仕方を学ぶためのプログラムで、参加者がお互いの価値観を尊重し合うことを重視して進めている。

(No.55/イクじい・イクばあ講座/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・多世代が育児に関わる環境づくりを推進し子育ての輪を広げていくため、祖父母世代向けに講座を実施しているものである。古い固定観念にとらわれず、男女が協力し合って子育てを行うことを視点にしたプログラムを取り入れている。

(No.74/母子・父子家庭自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種範囲を広げるよう助言している。

(No.82/教育相談事業/教育支援担当課)

- ・父母が協力し合って子育てにつながられるよう、父親と母親それぞれの役割という視点ではなく、同じ立場で子育てを行っていく内容を取り入れて説明をした。

【目標3】

(No.108/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・掲載する記事を選定する際は、性別を限定した記事にならないように常に意識して選定を行った。

(No.113/スクールカウンセラー活用事業/教育支援担当課)

- ・保護者から相談を受けた場合、父親と母親どちらであっても同様に対応した。また、児童・生徒からの相談またはカウンセリングを行う際は、性別にとられる発言(「~らしく」「~だから」)などをしないように配慮した。

(No.120/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・主に父親を対象とし、親子参加の講座を開催し、父親の子育ての参加や親子のふれあい、より良い親子関係の形成への機会とした。

(No.132/男女の生活向上のための講座/生涯学習・学校地域連携課)

- ・固定的な性別役割分担意識などにとられることなく、変化する社会に対応しながら自分らしく生きていくための学びの場とした。

3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

【目標1】

(No.7/こころと生き方・DV相談/男女いきいき推進課)

- ・主に女性からの相談を対象としているが、男性にも土曜日及び夜間に電話による相談枠を設定して、相談しやすい環境を整えている。

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・女性、男性が参加しやすいように、区民向け講演会を平日午後を実施した。

(No.29/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・小・中学校の全校に申込書を送付し、男女ともに希望者が参加できるようにし、教職員の勤務時間内で日時を設定した。

(No.37/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定保健指導は、平日の昼間のみならず、土日祝日や夜間の枠を設けて、利用しやすいようにした。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・北区ホームページや北区ニュース等を通じて検査日程をお知らせし、予約は必要としない体制を整えた。

【目標2】

(No.53/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

- ・パパ向けの講座は、土曜日で開催した。また、全てのプログラムで託児を実施した。

(No.55/イクじい、イクばあ講座/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・講座の開催日を平日夜間に設定することで、就業率の高い若い世代の祖父母世代が参加しやすいよう配慮した。

(No.80/子育て相談事業/子ども未来課)

- ・児童館に来館して相談する以外に、電話相談も行っている。

(No.82/教育相談事業/教育支援課)

- ・相談の際、できる限りご両親で来所できるような時間設定に努め、難しい場合には、相談内容を記した資料等を提供し、家庭での共通理解となるよう工夫した。

(No.93/就職支援講座/産業振興課)

- ・セミナー、講習会等を実施する際は、託児スペースを設けるようにし、参加者の利便を図った。

(No.95/起業家支援等事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの開催にあたり、勤労者、主婦、子育て中の方を問わず、参加しやすい開催日、時間になるよう配慮した。

【目標3】

(No.103/人権教育研修/教育指導課)

- ・男女ともに参加しやすいように、年間スケジュールの中に盛り込み、計画的に実施している。

(No.112/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育支援担当課)

- ・就労している保護者からの相談に対応するため、平日の時間帯を保護者の帰宅に合わせ対応するなど、特に父親も参加できるように配慮した。

(No.120/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・平日仕事などで参加しにくい父親・母親が参加できるよう日曜日にもコースを設定した。

(No.132/男女の生活向上のための講座/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・性別を問わず取り組めるテーマや条件設定(曜日・時間帯等)について配慮した。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.147/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女いきいき推進課)

- ・情報コーナーには、女性・男性双方が利用しやすいよう、男女共同参画の視点に基づいたさまざまなテーマの図書や雑誌を揃えている。

4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現と するよう配慮した。

【目標1】

(No.6/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

- ・法や制度により対象者が限定されている場合は、その旨を明記し、父子家庭の父も利用できる事業・制度等については「ひとり親（母子・父子）」と表記している。

(No.10/母子緊急一時保護事業/生活福祉課)

- ・申請書は性別にとらわれない内容になっている。

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・リーフレットのイラストには男性も女性も登場しており、わかりやすいよう、ふりがな入りで作成した。

【目標2】

(No.80/子育て相談事業/子ども未来課)

- ・家族で子どもを育てているイラストをパンフレットに使用した。

(No.82/教育相談事業/教育支援担当課)

- ・性別や様々な家族形態に配慮した。

(No.83/待機児解消のための各保育サービスの充実/保育課)

保育園の入園案内や保護者説明会（保育園の指定管理への移行や耐震工事）の資料など、性別にとらわれるような表現はなく、イラストなどは、男女双方を描いている。

【目標3】

(No.107/北区男女共同参画条例・アゼリアプラン・スペースゆうの周知/男女いきいき推進課)

- ・男女共同参画に関する子ども向けパンフレットを作成しているが、イラストを掲載する際は、固定的な役割分担意識にとらわれないように配慮した。

(No.108/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・児童等のイラストを掲載する際は、男女両方のイラストを使用し、身長差等の体格的な違いがないように配慮した。

(No.113/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・おしらせ（「カウンセラーだより」）を配付するにあたっては、性差や不適切な表現等がないように各学校の管理職によりチェックを受けた。

5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

【目標1】

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・窓口や電話での相談やケース対応では、すべての事例において、女性・男性いずれに対しても平等に対応している。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査や相談では、男女の区別なく、一個人に対する対応・接遇を実施した。

【目標2】

(No.55/イクじい・イクばあ講座/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・講座名を「イクじい・イクばあ講座」とすることで、子育ての応援を担うことができるのは女性だけではないことを明確にしている。

(No.80/子育て相談事業/子ども未来課)

- ・児童館職員に対して、専門相談員による研修を行い、相談者への対応の仕方をレクチャーした。

【目標3】

(No.104/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・子ども、保護者と明記し、性別を感じさせない表現とした。

(No.112/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育支援担当課)

- ・相談のあった児童、生徒とその家庭に対し、性差で判断することなく、平等に相談に応じた。

(No.120/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ受け入れをした。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.147/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女いきいき推進課)

- ・利用する区民に対しては男女がそれぞれに利用しやすいように、男女共同参画の視点から必要と思われるさまざまな図書や資料を収集・提供し、また利用者への窓口対応を行っている。

6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

【目標1】

(No.6/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

女性相談・母子相談は、性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の婦人相談員・母子・父子自立支援員（女性）が対応している。

(No.7/こころと生き方・DV相談/男女いきいき推進課)

- ・DV被害者の女性の心情や状況に配慮して、面談相談についてはすべて女性相談員が対応している。
- また、男性相談については、男性相談員による電話相談を行っている。

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・性的虐待案件に関しては、被虐待者と同性の職員を担当につけて対応した。

(No.19/児童虐待防止対策の推進/児童虐待対策担当課)

- ・妊娠出産、育児の時の授乳等の相談には、女性職員が対応した。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査の問診時、受検者の要望に応じて、女性・男性どちらでも対応ができるよう職員体制に配慮した。また、相談についても同様とした。

【目標2】

(No.54/イクメン事業(イクメン講演会・イクメン講座)/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・男性児童館職員が従事することで、参加者の男性が話しやすい環境を整えた。

(No.64/養育支援家庭のための産前・産後育児支援サポート講座/子ども家庭支援センター)

- ・事業開催の部屋を通常の利用者とは別にして、安心して講座に参加してもらえるよう配慮した。

(No.93/就職支援講座/産業振興課)

- ・女性参加者の健康相談等を受ける際、女性相談員が対応できるように体制を整えた。

【目標3】

(No.104/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・性同一性障害から起因するいじめもあり、当該学校に想定される児童、生徒がいると常に考え、教育活動を行うように周知した。

(No.112/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育指導課)

- ・児童、生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置し対応しているが、保護者や対象となる児童・生徒のそれぞれの性差の視点と性別にとらわれない視点の双方を持ちながら配慮し、相談業務を進めた。

(No.113/スクールカウンセラー活用事業/教育支援担当課)

- ・相談者と性別の異なるカウンセラーの場合、女性の養護教諭等、学校内で協力体制がとれるように整えた。

(No.120/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・保育付きの講座の際、授乳中の受講生がいる部屋には、男性職員は出入りしないように配慮した。

(No.125/地域防災計画(風水害編)改定における男女共同参画の推進/防災課)

- ・災害時、避難所生活等における女性の悩み相談に対応するため、女性による相談態勢を構築している。

7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

【目標1】

(No.7/こころと生き方・DV相談/男女いきいき推進課)

- ・主に女性からの相談が中心となっているが、男性からの相談も電話対応で相談を受けている。

(No.50/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・ボランティアへの参加対象者についても、男女問わず、学生を対象とした。

【目標2】

(No.53/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

- ・パパ向け、ママ向けの講座をそれぞれ実施した。

(No.82/教育相談事業/教育支援担当課)

- ・母子家庭や父子家庭以外での家庭においては、父親と母親の双方からの相談に応じた。

(No.90/介護のための離職防止・職場復帰等のための支援・情報提供/男女いきいき推進課)

- ・男性、女性ともに仕事と介護を両立できるための講座を実施した。

(No.95/起業家支援等事業/産業振興課)

- ・男女ともに参加できる起業家支援セミナーを開催した。

【目標3】

(No.102/人権研修/男女いきいき推進課)

- ・職員に対する人権研修を開催し、男女ともにDV被害者に対する理解が深まった。

(No.125/地域防災計画(風水害編)改定における男女共同参画の推進/防災課)

- ・備蓄物資の推進は、女性、男性、すべての年齢層等を視点にした物資計画とした。

8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

【目標1】

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・相談受付台帳に性別欄を設け、集計可能としている。

(No.19/児童虐待防止対策の推進/子ども家庭支援センター)

- ・来館者の性別、講演会参加者の男女別を集計している。

(No.29/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・情報担当者の名簿を男女別で作成した。

(No.30/人権に関する普及啓発事業/総務課)

- ・人権講演会の参加者アンケートで男女別を集計している。

(No.37/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、年齢、性別等の区分集計をし、評価を行っている。

(No.50/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ受検者については、匿名実施のため、本人申告により男女別人数を把握した。

【目標2】

(No.55/イクじい・イクばあ講座/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・参加者アンケートは、男女別のクロス集計も行っている。

9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

【目標1】

(No.19/児童虐待防止対策の推進/子ども家庭支援センター)

- ・講演会や育児相談で、父母の立場で双方から意見をきいた。

(No.37/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・利用者からの要望があれば、その内容について検討し、可能な限り配慮しているが、今後も委託機関との協議を重ね、性別に配慮した上で事業を実施していく。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査及び相談事業、啓発事業に関して、性感染症の病態から、男女それぞれの感染経路の違いを理解しつつ、性の多様性にも配慮しながら実施した。

【目標2】

(No.66/留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)/子ども未来課)

- ・各種行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、全ての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

(No.82／教育相談事業／教育支援担当課)

- ・子育てを含め、教育に関する相談として、父親と母親の双方が積極的に子育てに参加し、教育に関する相談も共に考えていくように働きかけ、相談を進めていった。

(No.95／起業家支援等事業／産業振興課)

- ・男女分け隔てなく発言の機会が持てるように実施した。

【目標3】

(No.105／固定的役割分担にとらわれない保育活動／保育課)

- ・保育園は、子どもを家庭で保育できない場合に、保護者にかわって保育を行う施設であるため、男性女性にかかわらず、子育て世帯に有益となるサービスを推進している。

(No.112／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育支援担当課)

- ・すべての児童、生徒とその家庭に関する相談であることを前提に、性差による違いがないように平等の視点から相談に応じていくように配慮した。

(No.116／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館)

- ・イベント、事業の開催に際し、男女ともに参加できるよう配慮している。

(No.120／家庭教育学級／生涯学習・スポーツ振興課)

- ・ワークショップ形式の講座中も、男性・女性問わず同一の体験学習を行い、受講者同士が経験を共有できるよう配慮した。

第 3 章

平成28年度

北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

平成28年度男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

平成28年度の苦情等の申出は、0件でした。

参 考 資 料

- 北区男女共同参画審議会による
平成28年度アゼリアプラン進捗評価
- 平成29年度における重点取組
- 東京都北区男女共同参画条例

北区男女共同参画審議会による 平成28年度 アゼリアプラン進捗評価

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向けおおむね進捗している。

- ・「配偶者暴力の防止と被害者支援」において、相談体制及び啓発に対する進捗は評価できるが、未然防止に関する対策をさらに充実させる必要がある。
- ・「男女の人権侵害防止への取組」においては、虐待防止への取り組みは評価できるが、人権意識を向上させるため普及啓発について、積極的に取り組む必要がある。
- ・「生涯を通じた心と体の健康支援」においては、おおむね充実した取り組みが続けられている。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向けおおむね進捗している。

- ・「仕事と家庭生活の両立」については、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への働きかけの強化を検討する必要がある。
- ・「子育てや介護を安心して行うための環境整備」に関しては、充実した取り組みが行われている。
- ・「働く場における男女共同参画の推進」は、継続就労への支援について工夫の余地がある。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている。

- ・「育ちの場における男女共同参画意識の形成」においては、地域団体への啓発についてより効果的な方法を検討する必要がある。
- ・「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」は、地域団体のリーダーへの女性の参画推進について積極的に取り組む必要がある。
- ・「日常生活における男女共同参画の推進」は、男性に対する男女共同の意識啓発をさらに推進していく必要がある。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

- ・「区の推進体制の充実」については、情報を発信することにより、活動拠点として多くの区民に参加してもらえるような仕組みづくりを検討する必要がある。
- ・「区民、関係機関等との連携」は、大学、関係団体との連携をさらに強化していく必要がある。

平成29年度における重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	配偶者暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力の防止に関する啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を講座、情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行う。
2	男女の人権侵害防止への取組	メディアの持つ特性の理解促進	学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通して啓発する。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、講座、情報誌等により啓発を行う。
3	生涯を通じた心と体の健康支援	性差を考慮した情報提供	男女特有の疾病の予防・早期発見を図るため、講座や情報誌等による情報提供を行う。また、妊娠・出産等女性のライフステージに応じた知識・情報を提供する。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取組み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等及び仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座や情報誌等により、情報提供を行う。
2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービスの充実	働く男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育施設の拡充や、受け入れ児童数の増加など保育サービスの充実を図る。
3	働く場における男女共同参画の推進	女性のキャリア・アップ等への支援	キャリア支援として、キャリア・デザインによる将来像の把握やリーダーの役割等、仕事と生活の両立についての知識・情報を提供する。また、女性の活躍の場面の一つとして、起業についての知識・情報を提供する。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	教職員等への研修の充実	小・中学校、幼稚園、保育園で、教職員等が男女共同参画について、正しい理解と認識を深めるため、人権研修の中で男女共同参画についての研修を行う。
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	活躍する女性の情報提供	様々な分野で活躍する女性を情報誌で紹介するほか、講演会等により意識啓発を行う。
3	日常生活における男女共同参画の推進	地域活動への参加促進	男女がともに地域活動において活躍できるように、講座等で情報提供等を行う。

計画を推進するためのしくみ

課 題		取組み	内 容
1	区の推進体制の充実	幅広い区民参加の促進	男女共同参画推進のための拠点施設として、その役割や機能を十分に果たすため、また多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、事業を効果的に実施する。また、事業運営や一時保育の際に有償ボランティアとの協働を進める。
2	区民・関係機関等との連携	大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携を強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組む。

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的と

した、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

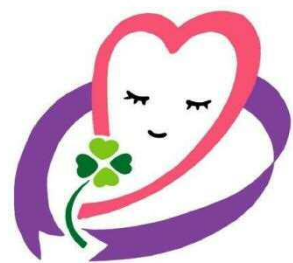
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

北区男女共同参画行動計画 第5次アゼリアプラン
事業実績報告書【平成28年度】

★発行 平成29年12月
北区教育委員会事務局
子ども未来部男女いきいき推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
03-3913-0161 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号
29-1-



東京都北区
パープルリボンシンボルマーク